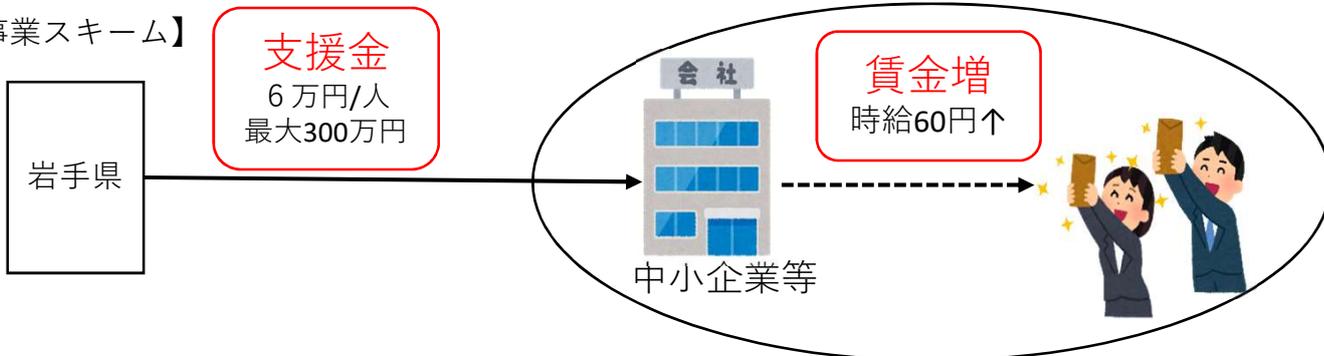


物価高騰対策賃上げ支援金 を活用しませんか？

【事業スキーム】



60円以上（1時間当たり）の賃上げを行った中小企業等を対象に従業員1人当たり**6万円**（最大50人分）を支給します。

【よくある質問】（裏面あり）

Q1 段階的に60円上げた場合は対象となりますか？

令和6年10月に最低賃金の改定に伴い59円の賃上げを行ったが、今回の話を受けて、さらに追加の賃上げを行い合計で60円以上の賃上げを行った場合は対象となりますか。

A1 本支援金の賃上げ対象期間（令和6年10月1日から令和7年9月30日）内の給与算定期間において、合計で60円以上の引き上げとなっていれば対象となります。

(例)

賃上げ時期	R6.4	～	9	10	11	12	R7.1	2	3	4	5	可否
R6.10月分とR7.2月分で賃上げ				● +59 円	→			● +1 円	→			○
R6.12月分とR7.4月分で賃上げ						● +30 円	→			● +30 円	→	○
R6.4月分とR7.4月分で賃上げ	● +50 円	→								● +10 円	→	×

(対象期間外の賃上げとの合計は不可)

【申請特設ページ】

<https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp>

【お問い合わせ先】

物価高騰対策賃上げ支援事業事務局

TEL：019-601-7165（9：00～17：00）※土・日・祝・お盆期間を除く

mail：info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp



Q2 賃上げ額に定期昇給分は含まれますか？

60円以上の賃上げには定期昇給も含まれますか。また、基本給の引き上げのみが対象となりますか。

A2 定期昇給において、基本給が引き上がった場合も、時給換算で前月と比較し60円以上賃金が上がっている場合は、本支援金の支給対象となります。
また、基本給以外にも、恒常的に支払われる諸手当も含まれます。

※ 詳しくは、申請特設ページに掲載の「賃金の計算方法について」を御参照の上、判断がつかないものについては事務局にお問い合わせください。

Q3 全員、60円以上上げないと申請できませんか？

A3 事業所全体で行うのが望ましいですが、本支援金は支援金の対象となる者の状況で支給の可否を判断することとしています。

Q4 どうやって申請すればいいのですか？

A4 申請は、ウェブ申請がスムーズなため推奨しておりますが、郵送でも可能です。

下記のホームページから申請できます。募集要項、様式もこちらから入手できます。

<https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp>

わからないことがありましたら、下記の事務局までお問い合わせください。

019-601-7165（9：00～17：00）※土・日・祝・お盆期間を除く



Q5 申請に必要な書類を教えてください。

A5 次の書類が必要です。詳細は、募集要項か特設ホームページで確認してください。

①	物価高騰対策賃上げ支援金申請書兼請求書
②	支給対象従業員一覧
③	労働条件通知書の写し又は雇用契約書写し（支給対象従業員分）
④	賃金台帳の写し（賃金改定月及び賃金改定月の前月分）
⑤	金融機関の振込依頼書及び支援金振込先の口座に関する情報（預金通帳写し等）
⑥	その他、知事が必要と認める書類